権利処理法制委員会報告

NHK団体協約　3月1日施行へ

権利処理法制委員会委員長
常務理事　池水通洋

昭和59年、締結された日俳連とNHKの団体協約は19年の歳月を経、出演の実態との懸隔を生じてきたため、昨年、NHKと日俳連側3団体（日俳連と日本芸能マネージメント事業者協会並びに（社）日本劇団協議会）の間で話し合いが行われてきました。昨年11月20日に行われた第38期通常総代会にNHKとの交渉過程での協約案が提出され改訂の方向が確認されました。その後、団体協約案は3団体とNHK間の合意に至り、平成15年12月22日開催された日本俳優連合理事会の承認を経、総代会の最終承認を経る手続きをとることが決定し、平成16年1月7日、書面総代会によって承認されました。新団体協約は以下の通りです。

団体協約書

協同組合　日本俳優連合（以下「甲」という）と日本放送協会（以下「乙」という）とは、乙の放送番組の制作および甲の組合員の出演を円滑にし、相互の業務の健全な発展を図ることを目的として、次のとおり約定する。

第1条　この協約は、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号に基づく団体協約とする。

第2条　乙が甲の組合員（以下「組合員」という）に、放送番組（以下「番組」という）への出演を依頼する場合は、組合員または組合員の指定する代理人（以下「代理人」という）に対し、当該放送の放送日、放送波、放送地域およびリハーサル、ロケーション、録音・録画（以下「収録」という）の日時、場所など出演スケジュールを提示する。

第3条　組合員は、乙の番組制作に支障をきたすことのないよう留意し、乙と組合員または、その代理人との間に定められた出演スケジュールを順守する。

2　乙が、乙または第三者の都合により出演スケジュールを変更しようとする場合は、乙は、あらかじめ組合員または代理人と協議のうえ新たにスケジュールを定める。

第4条　組合員の出演にかかわる番組の収録およびその保存並びに使用については、甲・乙の協議により行うものとする。ただし、甲または甲の加盟する実演家の団体と乙との間に契約がある場合はその契約に定めるところによる。また、甲または甲が加盟する実演家の団体と乙との間に新たに契約を締結する場合にはその取り決めによることができる。

第5条　乙が、組合員の番組出演に対して支払う出演料、および出演に関する経費については、次条以下に定める。

第6条　出演料の基準料金は、テレビジョン放送またはラジオ放送の別により定め、原則として、30分以内の番組への出演に対する料金とする。

2　テレビジョン番組の出演で画面への出現がないときは、ラジオ放送の基準料金とすることができる。

3　出演時間が5分以内のインタビュー等の出演のときは基準料金の5割相当額とすることができる。

4　ドラマにおける写真のみによる出演のときは、①特にそのために乙による撮影を必要とする場合は、テレビジョン放送の基準料金とし、②既存の写真を番組に使用する場合は、テレビジョン放送の基準料金の3割相当額とする。

5　同一番組内で、演技、演奏、歌唱、朗誦、口演、舞踊、その他の2種目以上に出演するときは、各種目の基準料金のうち最も高額のものを適用する。

6　番組内で演技を補強するために演奏、歌唱、舞踊、乗馬など特別な訓練が必要であると乙が認めた場合、乙は甲の組合員の訓練に伴う費用を負担する。

第7条　30分を超える番組への出演については、30分を超える30分ごとに基準料金の5割相当額を加算する。ただし、60分を超える番組の出演については、出演の態様に応じてその都度組合員またはその代理人と協議して料金を定めることができる。

2　前条第4項の写真については、前項の定めを適用しない。

第8条　出演のためにリハーサルを行う場合は、乙は、原則としてリハーサル料を支払う。リハーサルとは、乙の指定した日時と場所において行う本読み、衣装合わせ、かつら合わせ、立ち稽古、カメラリハーサルをいい、これらに準じて取り扱うことのできるものを含む。

2　リハーサル料は、原則としてリハーサルを行う場合に1日単位で支払うこととし、基準料金の3割相当額とする。

3　生放送による放送当日または収録により番組制作する場合の最終収録当日のリハーサル（以下「当日リハーサル」という。）は基準料金に含まれる。ただし、当日リハーサルを行う場合で、生放送または収録のために要する時間を含めて6時間をこえる場合は乙は原則としてリハーサル料を支払う。

4　番組（連続番組を除く）のために2日以上にわたる収録（生放送による出演と収録による出演が2日以上にわたる場合を含む。）については、最終日（生放送による出演を含む場合は放送日）を除く収録の日1日につき、乙は基準料金の3割相当額を支払う。

5　連続番組（連続して定時的に放送が予定されている番組）については、本条第2項ないし第4項にかかわらず、甲の組合員がリハーサルおよび収録に要した日数が、当該連続番組の出演回数を上回った場合のみに、1日単位で乙は基準料金の3割相当額を支払う。

第9条　乙が自己の都合により、番組完成後番組の全部または一部の再収録を必要とするときは、乙は実情に応じ、出演料相当額以内を支払う。

第10条　組合員が、第2条に定める乙の出演依頼を受諾した後に、乙が自己の都合により組合員の番組出演を取り消した場合は、乙は、キャンセル料として基準料金（第7条により加算される料金があるときは、その料金を加算したもの。以下本条において同じ。）の5割相当額を支払う。ただし、乙が、組合員に対し、出演または収録予定日の2か月前までに、番組出演の取り消しの通知をした場合はこの限りではない。

2　生放送の前日または収録日の前日に出演を取り消した場合のキャンセル料は基準料金の8割相当額とし、生放送または収録当日のキャンセルは10割相当額とする。

3　本条第1項または第2項において組

合員がリハーサルに参加した場合には、第8条により、リハーサル料相当額を加算して支払う。

第11条　組合員が、第2条に定める乙の出演依頼を受諾した後に、組合員自身の責に帰すべき事由により、出演を取り消し乙に損害を生じた場合は、乙は、あらかじめ組合員または代理人と協議のうえ組合員または代理人に対し、補償を求めることができる。

2　組合員が、組合員自身の責に帰すべき事由により、乙の番組制作を著しく阻害し、または不可能ならしめ、その結果乙に損害を生じた場合についても、前項と同様とする。

第12条　ラジオ放送で公開実演を伴う番組への出演については、基準料金と長時間の料金につき、テレビジョン放送の料金を適用する。

第13条　舞台中継の出演料については、第6条および第7条に定める時間に関し、30分を1時間に読み替える。

2　乙が舞台中継を行うにあたり、組合員に特別にリハーサルを依頼した場合には、第8条によるリハーサル料を支払う。

3　舞台中継の出演に関し、別に乙と興行の主催者との間に取り決めのある場合は、その取り決めに従う。

第14条　乙が組合員に出演のほか、演出、振付、または演技指導を特別に依頼した場合には、乙は演出料、振付料または指導料を支払う。

2　方言指導料については別途、甲・乙間の取り決めに従う。

第15条　乙が組合員の所有にかかる衣装等を番組制作上の必要に応じて、特に指定して借用した場合、乙はその借用料を支払う。

2　組合員から借用した衣装等を、乙の責に帰すべき事由により、滅失、き損した場合は、乙はその補償を行う。

3　乙が組合員の番組出演に際し、特別な調髪を要求する場合には、そのため組合員が事後の出演に支障を生ずるおそれのないよう、乙はできるかぎり配慮する。

第16条　乙が番組のリピート放送に際し、再編集を行う場合には、当該番組に出演する組合員の名誉、声望等を傷つけることのないよう配慮する。ただし、この条項は、乙が番組の制作、編集について有する権利をなんら害するものではない。

第17条　乙は番組制作にあたり、出演者に危険を及ぼすことのないよう配慮し、安全管理に万全を期す。

2　万一、番組制作（リハーサルを含む。）作業中に組合員に事故を生じ、その補償などにつき、甲または甲の組合員の代理人の申し入れがあった場合、乙は誠実に対応する。

第18条　甲の組合員および乙は、番組制作にあたり、リハーサルまたは収録が深夜に及ぶことのないよう配慮する。

2　番組制作（リハーサルを含む。）が深夜に及び、組合員が帰宅するための交通手段がない場合、乙の責任において交通手段を確保する。

第19条　乙は、放送または放送に付随する事業のため組合員に旅行を依頼する場合は、原則として、組合員の基準料金に応じて日当、宿泊費を支払うほか、交通費を負担する。

第20条　乙は、組合員と番組出演に関連して、第7条に関するものを含め、特別の取り決めをすることができる。この場合にも乙は、この協約の精神を尊重するものとする。

2　特別な出演形態によるもので、従来

からの慣行に基づき支払いが行われているものについては、甲および乙はその慣行によることができる。

第21条　乙は出演料を原則として、組合員の出演終了後に、その全額を組合員本人または組合員の所属する事務所等にできるかぎり速やかに銀行振込等により支払う。

2　乙は、甲の合意ある場合を除き、前項に定める支払いを故意に延引または遅滞させない。

3　支払いに際しては、支払内容の明細票を添付する。

第22条　甲は、乙に対し、甲の組合員名簿（芸名、本名、所属事務所）を毎年4月に提示する。

第23条　この協約の実施にあたり疑義が生じたとき、この協約に定めのない事情が生じたとき、または、この協約に関連して紛争を生じたときは、甲・乙協議のうえ誠意をもって解決にあたる。

2　この協約の変更は、甲・乙協議のうえ、文書に作成することにより効力を発生する。

第24条　この協約の効力発生と同時に、昭和59年9月1日付で甲と乙との間で締結した団体協約、およびその団体協約に関して平成6年5月20日付で締結した了解事項はその効力を失う。

第25条　この協約の有効期間は、平成16年3月1日から平成17年2月28日までとする。

2　前項の期間満了の日の1か月前までに、甲または乙が反対の意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算し、満1か年間その効力を有するものとする。以後の期間満了のときも同様とする。

以上、この協約の証として本書2通を作成し、甲・乙各1通を所持する。

平成16年3月1日

甲　東京都新宿区住吉町2―11
　　住吉町大田ビルディング2F
　　協同組合　日本俳優連合
　　理事長　森繁　久彌

乙　東京都渋谷区神南2丁目2番1号
　　日本放送協会
　　放送総局マルチメディア局長　中澤俊明

なお、日俳連から6時間を越える長時間リハーサルについて、料金の割り増し交渉を可能とする案を提出しています。これについては継続検討課題として協議を進めることになっています。

著作権クイズ

〈問題〉

人は他人から無断で写真に撮られたり描かれたりされない権利と、撮られた写真や描かれたものを無断で公表・利用されないように主張できる権利を持っています。これを「肖像権」と言います。

その肖像権には、2つの側面があります。その2つとは？

（友三）

（答えは13頁に！）